

「くまもと県南地域産品等販路開拓支援事業」実施業務委託仕様書

1 業務名称

「くまもと県南地域産品等販路開拓支援事業」実施業務

2 目的

くまもと県南地域では、豊富な農林水産物等を活かし地域活性化を図る「くまもと県南フードバレー構想」に基づき、販路拡大や商品開発の支援等を実施しているところであり、「RENGA」ブランド商品を始め、協議会会員がこだわりを持って作った加工食品等が数多くある。

それらの地域産品の付加価値を高め、商品の認知度向上と販路を開拓し、県南地域の食関連産業のさらなる振興を図るため実施する。

3 委託業務内容

くまもと県南フードバレー推進協議会会員の商品を対象としたコンクールを実施し、首都圏バイヤー等による選考会等により上位商品の選定と商品のブラッシュアップを行い、首都圏やくまもと空港等で、主にお土産品となる商品の販売を行い、県南の地域産品の認知度向上や販路拡大につなげる。

(1) くまもと県南うまかモンコンクール（仮称）の開催

- ① 協議会と連携した地域産品の募集
- ② 首都圏バイヤー等による選考会の実施及びブラッシュアップ

(2) 首都圏やくまもと空港等での商品販売・販路開拓

- ① 選考会上位商品の販売会等及び販路開拓の実施

(3) その他

- ① 本業務で選考した商品や選考会等を含めた情報発信

4 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

5 成果品

(1) 業務完了報告書

完了した全体事業の概要、イベントの効果等について記載するとともに、実施状況が分かる写真等を用いて作成すること。

(2) 電子データ（CD-R等） 1部

6 その他

- (1) 成果品の著作権はくまもと県南フードバレー推進協議会に帰属する。
- (2) 資料・資材の作成等については、委託者と協議のうえ、作成すること。
- (3) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (4) くまもと県南フードバレー推進協議会は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- (5) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- (6) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議のうえ、解決する。
- (7) 委託期間中及び期間の終了後において、受託者が必要と認める場合は、受託者に対してこの業務に関して必要な報告を求め、又はその職員が日時・方法等を協議のうえ、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類等を調査させることができる。